

青森県報

第八百九十八号

令和七年
四月七日
(月曜日)

目次

○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障
祉が課い) ……一

○右 同……………(同) ……一

○児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) ……二

○家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……二

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出……………(地
域企業支援課) ……二

○土地改良区の解散……………(農
村整備課) ……三

○青森県地域防災計画修正の要旨……………(防
災危機管理課) ……三

告 示

青森県告示第二百五十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和七年四月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	名 称	所在地	廃止年月日
社会福祉法人桜木会	目一三の五	一五	居宅介護	ホームヘルプサービス	桜木	むつ市大湊新町三〇の一〇〇	令和七・三・三一

青森県告示第二百六十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和七年四月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	名 称	所在地	廃止年月日
さくら貝株式会社	三丘一丁目八の一	一	居宅介護	訪問介護	くら貝	弘前市大字代官町二八	令和七・三・三一
さくら貝株式会社	三丘一丁目八の一	一	重度訪問介護	訪問介護	くら貝	弘前市大字代官町二八	〃
さくら貝株式会社	三丘一丁目八の一	一	同行支援	訪問介護	くら貝	弘前市大字代官町二八	〃

青森県告示第二百六十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和七年四月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	指定障害児通所支援事業者	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所	指定年月日
	主たる事務所の所在地			
社会福祉法人三康福祉会	東津軽郡平内町大字清水川字和山七の一の二	児童発達支援	児童通所支援事業所ア オイソラ	令和七・四・一
社会福祉法人三康福祉会	東津軽郡平内町大字清水川字和山七の一の二	放課後等デイサービス	児童通所支援事業所ア オイソラ	〃

青森県告示第二百六十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年四月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、患者の疑似	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ―ネ病	牛	患者	一	深浦町	令和七・三・五

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年四月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ピアドゥ
八戸市沼館四丁目七の一・二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 八戸臨海開発株式会社
八戸市沼館四丁目七の一・二
代表取締役 大久保 浄
- 2 福田アセット&サービス株式会社
新潟県新潟市中央区西堀通二番町七七八
代表取締役 相澤 周一
- 三 変更しようとする事項

区分	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の施設 営業方法に関する事項	大規模小売店舗に おいて小売業者の 営業を行う時刻及 び閉店時刻	大規模小売店舗に おいて小売業者の 営業を行う時刻及 び閉店時刻	令和七・四・三
大規模小売店舗	A棟 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後一時	A棟 開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後一時	
小売店舗	B棟 開店時刻 午前六時 閉店時刻 午後八時	B棟 開店時刻 午前八時 閉店時刻 午後九時	
小売店舗	C棟 開店時刻 午前八時 閉店時刻 午後九時	C棟 開店時刻 午後九時 閉店時刻 午後九時	
小売店舗	D棟 開店時刻 午後九時 閉店時刻 午後九時	D棟 開店時刻 午後九時 閉店時刻 午後九時	

青森県防災会議会長

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 計画修正の趣旨

青森県防災会議は、昭和三十八年に計画を作成して以来、毎年これに検討を加え、必要に応じ修正を行ってきたところであるが、県の防災対策の見直し、国の防災基本計画の修正、原子力災害対策指針の改正及び青森県災害対策本部に関する規則の改正等を踏まえ、計画について、災害対策全般にわたって修正を行ったものである。

二 計画修正の年月日

令和七年三月二十五日

三 計画修正の主な内容

風水害等災害対策編

第二章 防災組織

第四節 県災害対策本部に準じた組織

県の地域内において豪雪による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じ豪雪対策本部又は豪雪警戒本部を設置する旨を明記した。

第三章 災害予防計画

第三節 防災業務施設・設備等の整備

「救助資機材等の整備」として、「消防機関等は、救助用資機材を整備する際に、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合、海路・空路を活用して被災地入りする場合もあることに留意する」旨を記載した。

第四節 青森県防災情報ネットワーク

「防災情報の共有化」として、「青森県総合防災情報システムの入力情報を総合防災情報システム（SOBOWEB）に集約できるよう連携を検討する」旨を記載した。

第十節 避難対策

(1) 「指定避難所の施設・設備の整備」として、「指定避難所に給水タンク、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等を整備する」旨を記載した。

(2) 青森県災害備蓄指針の修正を踏まえ、「指定避難所の食料、飲料水、その他の資機材の整備」として、「乳児用粉ミルク、生理用品等を整備する」旨を記

載した。

(3) 「被災者支援の仕組みの整備」として、「県及び市町村は、在宅避難者等の発生に備えた支援拠点の設置及び車中泊避難を行うためのスペースの設置等、在宅避難者及び車中泊避難者に対する支援方策等の検討に努める」旨及び「県及び市町村は、被災者の状況把握を行う実施主体間の事前調整を行い、状況把握の対象者の優先順位付けや当該者の個人情報取扱いをあらかじめ検討するよう努める」旨を記載した。

第十一節 災害備蓄対策

青森県災害備蓄指針の修正を踏まえ、良好な避難所環境の整備に必要な物資の整備と保管場所の確保を行う旨を記載した。

第十三節 防災ボランティア活動対策

令和六年能登半島地震において、ボランティア団体と自治体との連携が密接に行われていたことを踏まえ、本県でも被災者に寄り添ったきめ細やかな支援を可能とするボランティア団体等の受入を図るため、発災時の活動拠点の確保を行う旨を記載した。

第十七節 交通施設対策

(1) 「道路・橋梁防災対策」として、「アンダーパス部等の冠水防止のため排水施設及び排水設備の補修等を推進する」旨を記載した。

(2) 「道路啓開用資機材の整備及び計画の作成」として、「道路管理者は、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るよう努める」旨を記載した。

(3) 「道路の防災対策」として、「道路管理者は、道路と生活インフラの連携した復旧を行えるようインフラ事業者等との連携体制の整備・強化を図るよう努める」旨を記載した。

第十八節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

「電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の防災対策」として、「インフラ事業者は道路と生活インフラの連携した復旧を行えるよう道路管理者等との連携体制の整備・強化を図るよう努める」旨を記載した。

第二十二節 火災予防対策

「消防力の整備、充実」として、「市町村（消防機関）は、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、必要な資格の取得、実践的な教育訓練体制の充実等に取り組む」旨を記載した。

第二十四節 孤立対策

三方を海に囲まれ県そのものが半島地形である本県においても巨大地震等の災害により孤立する地域が生じることが想定されることから、地域住民の生命を保護するため、地域コミュニティにおける防災体制の充実や災害備蓄等、より一層の自助・共助の推進を図ることとして、この節を設け、「防災公共の推進」と速やかな孤立状態の解消に資する「孤立集落の発生に備えた対策」について記載した。

第四章 災害応急対策計画

第二節 情報収集及び被害等報告

「情報収集の手段」として、「SAR衛星を含む人工衛星等も活用するよう努める」旨を記載した。

第六節 広域応援

「市町村の措置」として「応援職員の宿泊場所となるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点等を設置できる空き地などをリスト化するよう努め、実際に宿泊場所の確保が困難となった場合は、これらの施設等の確保に配慮する」旨を記載した。

第八節 避難

「市町村長による指定避難所の適切な運営管理」として、「指定避難所において開設当初からプライバシーの確保等をするために、パーティションや段ボールベッド等の開設当初からの設置に配慮する」旨及び「指定避難所において仮設トイレ等の早期設置、トイレカー等のより快適なトイレの設置に配慮する」旨を記載した。

第十節 水防

「警戒水位の周知」として、「洪水特別警戒水位に達した河川の状況を市町村等に通知する際に、必要に応じて国土交通省に予測水位情報の提供を求める」旨を記載した。

第十三節 給水

「給水資機材の調達等」として、給水資機材の調達のあつせんの要請先に国（国土交通省）を追加した。

第十八節 医療、助産及び保健

(1) 「各種災害派遣チームの派遣等」として、災害福祉支援チーム等の派遣及び災害支援ナースの派遣について記載した。

(2) 「避難所の衛生環境の維持」として、「県及び市町村は、災害時感染制御支

援チーム(DICT)等の派遣を要請する」旨を記載した。

(3) 「応援協力関係」として、「被災地の医療提供体制の確保・継続のため県が協働する医療チーム」に日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)、日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)を追加した。

第二十節 輸送対策

(1) 「大規模災害発生のおそれがある場合の輸送方法の確保」として、「県等防災機関は、一次物資拠点の運営に必要な人材や資機材等を運送事業者等と連携して確保する」旨を記載した。

(2) 「地域が孤立した場合の輸送方法の確保」として、「県等防災機関は、地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める」旨を記載した。

(3) 「緊急通行車両の確認」として、「市町村等防災関係機関は、災害時応援協定を締結した民間事業者等に対して、緊急通行車両の事前届出制度について周知及び普及を行う」旨を記載した。

第二十二節 防災ボランティアの受入・支援対策

令和六年能登半島地震において、ボランティアと自治体との連携が密接に行われていたことを踏まえ、「ボランティア団体との連携」として、被害の大きい市町村への支援を要請する旨を記載した。

第五章 雪害対策、事故災害対策計画

第一節 雪害対策

令和七年の豪雪対応を受け、豪雪対策本部及び豪雪警戒本部の設置基準を明確化したことから、当該基準等を記載した。

その他「青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則」による災害対策本部の地方支部の構成員の変更に伴い次に掲げる節の修正を行った。

第二章 防災組織

第三節 県災害対策本部

第四節 県災害対策本部に準じた組織

第三章 災害予防計画

第十九節 水害予防対策

第四章 災害応急対策計画

第一節 気象予報・警報等の発表及び伝達

第二節 情報収集及び被害等報告

第二十三節 防疫

第二十四節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

第五章 雪害対策、事故災害対策計画

第一節 雪害対策

第六節 危険物等災害対策

第八節 大規模な林野火災対策

第六章 災害復旧対策計画

第三節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

地震・津波災害対策編

第三章 災害予防計画

第三節 防災業務施設・設備等の整備

風水害等災害対策編第三章第三節と同様の修正を行った。

第四節 青森県防災情報ネットワーク

風水害等災害対策編第三章第四節と同様の修正を行った。

第九節 避難対策

風水害等災害対策編第三章第十節と同様の修正を行った。

第十節 災害備蓄対策

風水害等災害対策編第三章第十一節と同様の修正を行った。

第十二節 火災予防対策

風水害等災害対策編第三章第十二節と同様の修正を行った。

第十八節 防災ボランティア活動対策

風水害等災害対策編第三章第十三節と同様の修正を行った。

第二十三節 交通施設対策

風水害等災害対策編第三章第十七節の修正のうち(1)以外の修正と同様の修正を行った。

第二十四節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

風水害等災害対策編第三章第十八節と同様の修正を行った。

第二十七節 孤立対策

風水害等災害対策編第三章第二十四節と同様の趣旨で、この節を設け、同様の

内容を記載した。

第四章 災害応急対策計画

第二節 情報収集及び被害等報告

風水害等災害対策編第四章第二節と同様の修正を行った。

第六節 広域応援

風水害等災害対策編第四章第六節と同様の修正を行った。

第八節 避難

風水害等災害対策編第四章第八節と同様の修正を行った。

第十三節 給水

風水害等災害対策編第四章第十三節と同様の修正を行った。

第十八節 医療、助産及び保健

風水害等災害対策編第四章第十八節と同様の修正を行った。

第二十節 輸送対策

風水害等災害対策編第四章第二十節と同様の修正を行った。

第二十二節 防災ボランティア受入・支援対策

風水害等災害対策編第四章第二十二節と同様の修正を行った。

その他「青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則」による災害対策本部の地方支部の構成員の変更に伴い次に掲げる節の修正を行った。

第二章 防災組織

第三節 県災害対策本部

第四節 県災害対策本部に準じた組織

第三章 災害予防計画

第十三節 水害対策

第四章 災害応急対策計画

第二節 情報収集及び被害等報告

第二十三節 防疫

第二十四節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

第五章 災害復旧対策計画

第三節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

火山災害対策編

第一章 総則

第八節 火山災害の想定

「火山災害の想定」として、「火山災害の想定は、火山調査研究推進本部と連携し、必要に応じて見直す」旨を記載した。

第三章 災害予防計画

第十一節 登山者・観光客等の安全確保対策

県及び市町村が火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、ITを用いた登山届の仕組みの活用など、登山者等が情報の提供を容易に行うことができるような配慮をする旨を記載した。

原子力災害対策編

第一章 総則

第九節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県が処理すべき事務又は業務の大綱に、国が指定した全国規模での活動体制を有する原子力災害医療協力機関との調整・受入体制等の整備に関することについて追加した。

第三章 緊急事態応急対策

第二節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

リサイクル燃料備蓄センターに係る施設敷地緊急事態発生時等の連絡体制について、所要の修正を行った。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付二十一円七十銭